

令和7年3月 21 日

佐渡市と新潟労働局が雇用対策協定を締結します

佐渡市と新潟労働局は、働き方改革を推進するとともに、若者のU I ターン促進等による人口減少等の地域の課題に対応するための雇用対策の実施や、雇用環境の整備などを目的として令和7年3月28日付けで雇用対策協定を締結することとし、同日調印式を行います。

○雇用対策協定調印式

1. 日時 令和7年3月28日（金） 10：00～
2. 場所 新潟美咲合同庁舎4階共用会議室

詳細は参考資料をご確認ください。



本件についての問い合わせ先
佐渡市役所地域振興部
地域産業振興課 担当：北見・金子
電話（直通）0259-67-7863





令和 7 年 3 月 21 日

【照会先】

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課
課 長 北 見 太 志
産 業 振 興 係 金 子 菜 月
TEL : 0259-67-7863

新潟労働局職業安定部職業安定課
課 長 渡 辺 充 朗
課 長 補 佐 小 柳 博 行
労働市場情報官 高 橋 利 彦
TEL : 025-288-3507

報道関係者 各位

佐渡市と新潟労働局との雇用対策協定締結について

佐渡市（市長 渡辺竜五）と新潟労働局（局長 千葉茂雄）は、働き方改革を推進するとともに、若者のU I ターン促進等による人口減少等の地域の課題に対応するための雇用対策の実施や、雇用環境の整備などを目的として本年 3 月 28 日付けで別添のとおり、雇用対策協定を締結することとし、同日調印式を行います。

また、今後双方協議の上、雇用対策の具体的な取組事項を定めた事業計画を作成します。

雇用対策協定調印式

- 1 と き 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 10 時から
- 2 と ころ 新潟美咲合同庁舎 4 階共用会議室

※ 国と自治体の雇用対策協定とは

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国（労働局・ハローワーク）と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体（都道府県・市区町村）が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために雇用対策協定を締結しています。

新潟県内では、新潟県、新潟市及び長岡市に次ぐ締結となりますが、令和 7 年 2 月 28 日現在全国では 47 都道府県及び 239 市 24 町 1 村で各労働局と雇用対策協定を締結しています。